

事例番号:300479

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 3 日

15:50 陣痛開始のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 4 日

0:23- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈を認める

2:32- 胎児心拍数陣痛図で高度徐脈を認め、回復後胎児心拍数 170-190
拍/分の頻脈が持続

3:06 胎児機能不全のため帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 高度の羊水混濁あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 4 日

(2) 出生時体重:3046g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.14、PCO₂ 48.8mmHg、PO₂ 24mmHg、HCO₃⁻15.7mmol/L、
BE -11.7mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投
与

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、胎便吸引症候群、新生児呼吸窮迫症候群

(7) 頭部画像所見:

生後 13 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常があり低酸素性虚血性脳症と診断

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 4 名、看護師 1 名、准看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症である。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

(3) 胎児は、妊娠 40 週 4 日 0 時 23 分頃から低酸素の状態となり、その状態が出生までの間に進行し、低酸素・酸血症に至ったと考える。

(4) 胎便吸引症候群が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 40 週 3 日に陣痛開始で受診した妊産婦への対応(分娩監視装置装着、内診、パルサイト測定、尿検査実施、陣痛開始のため入院としたこと)は一般的である。

(2) 妊娠 40 週 4 日 0 時 23 分頃以降の胎児心拍数波形異常に対して、保存的処置等を行わずに経過観察したことは一般的ではない。

(3) 妊娠 40 週 4 日 2 時 36 分に胎児機能不全にて緊急帝王切開を決定したこと、妊産婦・家族に帝王切開につき書面にて説明し同意を得たこと、決定か

ら 30 分後に児を娩出したことはいずれも一般的である。

(4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

重症新生児仮死発生に対し、小児科医に応援要請を行ったこと、新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与)、および胎便吸引症候群のため高次医療機関NICUに搬送としたことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」を再度確認し、胎児心拍数波形分類に沿った対応と処置を習熟し実施すること、適時、報告・相談ができる体制を整えることが望まれる。

(2) 観察した事項および実施した処置、方針等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】分娩経過中の胎児心拍数陣痛図異常の出現に際し、正確な判読所見、対応、以後の方針などについて診療録への記載が認められない。また、分娩後の胎児付属物の観察・計測結果の記載も不足していた。これらは重要な事項であり、診療録に記載することが必要である。

(3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 分娩監視装置などの医療機器については、時刻合わせを定期的に行うこと

が望まれる。

【解説】胎児心拍数陣痛図の印字時刻と手書きの時刻に一部ずれがみられた。異常胎児心拍数波形の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。